

令和5年3月8日

## 新型コロナウイルス感染症への今後の対応について

危機対策本部長

湊 長 博

令和5年1月27日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「本部」という。）において、同年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけは、「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることが決定され、2月10日にはマスク着用の考え方の見直しが図られました。これらのことを踏まえ、本学における新型コロナウイルス感染症への今後の対応は、下記のとおりとします。

### 記

#### 1. 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドラインにおける対応レベルについて

##### (1) 令和5年3月13日以降同年5月7日まで

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドライン（以下「ガイドライン」という。）における各カテゴリーの対応レベルは、令和5年3月12日までは引き続き、**レベル1**とし、同年3月13日から5月7日までは**レベル1(-)**とします。

##### (2) 令和5年5月8日以降

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられる令和5年5月8日以降は、ガイドラインの対応レベルを**レベル0**といたします。ただし、感染が大きく拡大している場合などは、本学としてより強い感染対策を求めることがあります。

(新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドラインについて (第4版))

<https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/guideline-v4-230308-eb99507bcfd7fe2c7fefbbf8e734f705.pdf>

#### 2. マスク着用の取扱いについて

##### (1) 令和5年3月31日まで

本学におけるマスク着用の取扱いは、引き続き「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのマスクの着用について（令和4年6月1日京都大学危

機対策本部通知)」によるものとします。ただし、令和5年3月24日に実施する令和4年度大学院学位授与式及び卒業式におけるマスクの着用については、個人の判断に委ねることとします。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのマスクの着用について (令和4年6月1日京都大学危機対策本部通知))

<https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/220601-wearingofmasks-ja-11fe688ebff4da10c3a7144bf9fd9801.pdf>

(2) 令和5年4月1日以降

- ・ 個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とします。
- ・ 2月10日に本部決定された「マスク着用の考え方の見直し等について」の「着用が効果的な場面」、「症状がある場合等の対応」等を参考に行動してください。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのマスクの着用について (令和4年6月1日京都大学危機対策本部通知)」は廃止します。

(マスク着用の考え方の見直し等について)

[https://corona.go.jp/news/news\\_20230210\\_01.html](https://corona.go.jp/news/news_20230210_01.html)

### 3. 学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について

(1) 令和5年5月7日まで

学生・教職員等に新型コロナウイルスの感染が確認された場合等の取扱いについては「学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について (第11版) (令和4年10月1日)」によるものとします。

(学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について (第11版) (令和4年10月1日))

<https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/20221001-kansenjitaiou-ver11-88c53a7982a29fa1293f9c36a2d208f5.pdf>

(2) 令和5年5月8日以降

- ・ 学生・教職員等に新型コロナウイルスの感染が確認された場合等の取扱いについては、医療機関等の指示に従ってください。
- ・ 「学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について (第11版) 令和4年10月1日」は廃止いたします。

#### 4. 飲食を伴う懇親会等の開催について

ガイドラインによる対応レベルを1（一）とする3月13日以降、飲食を伴う懇親会等の開催については制限を設けませんが、参加者は、飲食の場面では感染リスクが通常時より高まることを意識して行動してください。なお、発熱や喉の違和感などいつもと体調が違うときは参加を控えるようにしてください。

#### 5. その他

- ・ 令和5年4月1日以降、マスク着用の取扱いの見直し後であっても、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日日本部決定。）に基づく基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いします。
- ・ 令和5年5月8日以降、政府の本部及び都道府県の対策本部の廃止に合わせて本学の危機対策本部を廃止することといたします。
- ・ 医療従事者の新型コロナウイルス感染症への今後の対応については、各部局において別に定めることができるものとします。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドライン：レベル1(－)

<b>【 Category1: 授業(講義、演習、実験、実習)・課外活動】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 授業活動等 感染拡大の防止に配慮をした上で、通常の形式で実施する。なお、授業方針については教育担当理事が別に定める。</li> <li>○ 課外活動 感染拡大の防止に配慮した上で、課外活動を実施する。</li></ul>
<b>【 Category2: 学内会議の実施・職員の勤怠】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 学内会議の実施 対面会議は、感染拡大の防止に配慮した上で、実施する。</li> <li>○ 職員の勤怠 感染拡大の防止に配慮をした上で、通常の勤務形態で実施する。実施可能な感染対策を講じたとしても対面での勤務を実施することが困難な者については、在宅での勤務を実施する。</li></ul>
<b>【 Category3: 研究活動】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 感染拡大の防止に配慮したうえで、研究業務は通常どおり継続する。</li></ul>

<参考リンク先>

[新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動制限のガイドライン\(第4版\)](#)

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドライン：レベル0

<b>【 Category1: 授業(講義、演習、実験、実習)・課外活動】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 授業活動等 通常</li> <li>○ 課外活動 通常</li></ul>
<b>【 Category2: 学内会議の実施・職員の勤怠】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 学内会議の実施 対面会議は、通常どおり実施可能。</li> <li>○ 職員の勤怠 通常</li></ul>
<b>【 Category3: 研究活動】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 通常</li></ul>

<参考リンク先>

[新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動制限のガイドライン\(第4版\)](#)